

社会福祉法人ひらイルミナル

身体拘束適正化のための指針

(総則)

1 この指針は社会福祉法人ひらイルミナル（以下「法人」という）が一丸となって利用者に対する身体拘束を防止し、もって利用者の人権および尊厳を守るための以下の諸活動を定めることを目的とする。

- (1)身体拘束の理解
- (2)身体拘束の防止

(身体拘束の定義)

2 厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」では、以下のような 11 の行為を身体拘束にあたるとしている。

- ①徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。ただし、当事業所では上記の行為以外にも利用者の意思に反する、あるいは利用者の意思が確認できないまま行われる行動制限のための行為はすべて身体拘束とみなすものとする。

(身体拘束防止の根拠)

3 以下の見地にたち、事業所では身体拘束防止に向けて取り組むものとする。

(1)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第93条、第171条、第213条の22、(すべて第35条の2の準用)「指定障害福祉サービス事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。」

第35条の2の2項

「指定事業者は、やむを得ず身体的拘束等をおこなう場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」

(2) 基本的人権は、全ての利用者に保障されている権利であり、身体拘束を行うことはその基本的人権を侵害することである。

(役割)

4 身体拘束防止について施設を挙げて取り組むため、各職種が以下のような役割を負う。

(1) 施設長、事務局長

身体拘束防止を当施設運営の重要課題として位置づけ、実現に向け強い決意を表明しリーダーシップを発揮していく。

(2) サービス管理責任者、相談支援専門員

身体拘束防止に向けての情報収集および体制作りをおこなう。

(3) 生活支援員、世話人、委託事業担当者、送迎職員

身体拘束防止についての施設の方針を理解し、身体拘束防止に向けて現場で発生する問題や課題の解決にあたり、積極的に取り組む。必要な場合には、施設長、サービス管理責任者に相談する。

(4) 看護師

身体拘束防止について、看護面から関与をおこなう。日常の看護業務から身体拘束防止に必要な情報を集約し他職種と共有する。

(5) ピアスタッフ・ピアサポーター

身体拘束防止についての施設の方針を理解し、身体拘束防止に向けて現場で発生する問題や課題の解決にあたり、指示のもと積極的に取り組む。必要な場合には、施設長、サービス管理責任者に相談しながら権利擁護に寄り添う。

(6) 間接業務職員

身体拘束防止についての施設の方針を理解し、身体拘束防止に向けて現場で発生する問題や課題の解決にあたり、指示のもと積極的に取り組む。

(委員会の設置)

5 身体拘束防止について、当事業所に設置されている「身体拘束適正化等の委員会」(以下「委員会」という。)において取り組む。

(委員会の構成員)

6 委員会は、虐待防止委員会および虐待防止対応委員会と一体的に行い、虐待防止委員および虐待防止対応委員が委員を兼ねることとする。

(委員会の役割)

7 委員会の役割は、下記のとおりとする。

(1) 身体拘束の問題提起に至る経過の確認

(2) 代替案についての多面的な検討と決定

(3) 心理面・社会面・環境面等からの多面的なアセスメント

(4) 身体拘束防止についての施設内研修の実施と啓蒙

(5) 外部で開催される身体拘束防止についての研修への職員の派遣。派遣された職員は事業所内で伝達研修をおこなう

(6)

(具体的な対応)

9 新規入所利用者

(1)利用前の環境における情報収集

管理者・サービス管理責任者は利用契約前の面接時、身体拘束を受けているかどうか確認し、受けているという情報を得た場合、以下の情報を収集する。

(ア)どのような種類の身体拘束を受けているか。

(イ)どのような理由で身体拘束を受けているか。

(ウ)どのような時間帯に身体拘束を受けているか。

(エ)いつごろから身体拘束を受けているか。

(オ)これまで身体拘束を防止しようとする試みはあったか。あったとしたらその経過。

(カ)身体拘束を受けていることで入所希望者にどのような影響がでているか。

(キ)身体拘束についての本人や家族の意向。

(2)当事業所の身体拘束防止についての方針を説明

利用希望者が利用前の環境において身体拘束を受けている、いないにかかわらず、当事業所の身体拘束防止についての方針を利用者および家族に説明する。現在、身体拘束を受けている入所希望者には特に念入りに説明する。

(3)身体拘束防止に向けた検討会議

虐待防止対応責任者・虐待防止責任者・サービス管理責任者は身体拘束防止に向けた検討会議を委員会で開催し、得た情報を関係する職種に伝え、身体拘束防止のための具体策について検討する。

(4)利用

利用契約時面接において、上記の検討会議で検討された内容と身体拘束防止に向けての取り組みを利用者および家族に説明し、身体拘束防止に向けた取り組みを開始する。入所と同時に身体拘束防止をおこなうことが困難な場合は、次項に準ずる。

(すでに利用している利用者)

10 下記のプロセスを経て、身体拘束をおこなうかどうか施設長が決定する。

(1)問題提起

ある利用者について身体拘束が必要と判断された場合は、ケース会議で話し合う。施設長は実施の前に必ず委員会を開催し、その妥当性を検討する。

(2)身体拘束の可否の決定

(身体拘束を実施する場合の手続き)

11 下記のプロセスを経て、身体拘束を実施するものとする。

(1)委員会にて以下の3つの要素を確認する。

①切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に方法がないこと。

③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

虐待防止責任者は「身体拘束等による同意書」を作成し、利用者・家族に説明し同意を

得る。また、個別支援計画に記入する。

(2)身体拘束をおこなっている期間中、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に記入する。予め定められた頻度で再検討をおこなう。

(身体拘束の期間)

1 2 原則 1 か月として、拘束・行動制限の必要な理由、身体拘束の方法、拘束の時間帯等を家族に説明する。「身体拘束に関する説明書」に確認の署名をもらう。(疾病によっては 3 か月とする)

(身体拘束等の解除)

1 3 下記のプロセスを経て行う。

(1)身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除し、利用者、家族に報告する。

(2)やむを得ず継続する場合は、再度ケース会議・委員会にて検討と確認を行い、「緊急やむを得ない身体拘束および行動制限に関する検討・会議録」(様式 1)を作成する。

(記録の保管)

1 4 委員会の審議内容等、施設内における身体拘束に関する諸記録は利用終了後 5 年間保管する。

(指針等の見直し)

1 5 本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針)

1 6 身体拘束等をしないサービス提供の継続を図るためには、サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分話し合い、共有認識を持って取り組む必要がある。

(ア) マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束をしていないか

(イ) 障がい特性や行動から、安易に身体拘束をしていないか

(ウ) 転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に拘束をしていないか

(エ) 本当にやむを得ない場合にのみ身体拘束を必要と判断しているか。他の施策、手段はないのか。

以上

令和 4 年 4 月 1 日 制定

令和 5 年 9 月 13 日 改定